

# 学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 1 日  
坂東市立生子菅小学校

いじめによる不登校や自殺が後を絶たない。いじめは我が国教育界の重要課題の一つである。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものとし、根絶に向け平成 25 年度にいじめ防止対策推進法が施行された。その内容は

- 1 いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることを踏まえて、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処すること。
- 2 いじめは、人間の尊厳を冒瀆する犯罪及び重大な人権侵害の行為であり、決してしてはならないことが認識できるよう、道徳心を培い、良心と規範意識を育て、自尊心を育むこと。

本校は、この法に基づいていじめ防止基本方針を定め、いじめのない学校の実現をめざす。

## 1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの理解

(1) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第 2 条より抜粋>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの判断

- ① いじめに当たるかの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うこと。  
(表面的・形式的に判断しない)
- ② 外見上はけんかのように見えても、いじめが原因の場合もあり見極めが必要であること。
- ③ いじめか否かは「組織」で判断すること。 (生徒指導リーフ No.19)

(3) いじめの具体例

- ① 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽く(ひどく)ぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる(殴られる)、蹴られる。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ SNS 等で誹謗中傷を受ける。等

### 3 いじめ防止等の基本理念

<いじめ防止対策推進法第3条より抜粋>

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 4 早期発見のための取組

#### (1) 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築

(児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ)

#### (2) いじめアンケートと面談の実施

(毎月のいじめアンケート・月末)

#### (3) 気になる児童の把握

① いじめの具体例に記載する行為をされている児童

② 3日以上連続欠席の児童

(状況に応じて周囲の児童、保護者、教師からの聞き取り)

③ 連続する遅刻、早退の児童

#### (4) 教職員の情報交換(職員集会、職員会議、状況に応じて随時)

#### (5) 情報収集(保護者、周囲の児童)

児童生徒のささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名とともに、教頭、もしくは生徒指導主事に速やかに伝えること。

### 5 未然防止のための取組

#### (1) 学級経営・教科経営での取組

① 「いじめはいけない」こと、「何がいじめなのか」ということを必ず指導

② いじめは許されない行為であるという教師の毅然とした指導

③ 人との関わり合いを通して、人と関わることの喜びや大切さに気づかせていくことや、人の役に立っている、人から認められているといった自尊感情の育成、児童一人一人の居場所づくり、相互の絆づくり

#### (2) いじめ防止についての学級活動及び人権教育の推進

① いじめ防止の学習と標語の作成と共有(6~7月・11~12月)

② 人権集会の実施(12月)

③ 互いを認め合える人間関係づくりの推進(教科授業、学級の諸活動、学校行事)

④ 人権メッセージの作成と共有

### (3) 道徳教育の充実

- ① 児童生徒が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ③ 「自らできるあいさつ」の励行（校内あいさつ運動）

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会の実施（児童生徒向け、保護者向け）
- ② SNS・ゲーム等の適切な活用についての研修会の実施（家庭でのルールづくり）

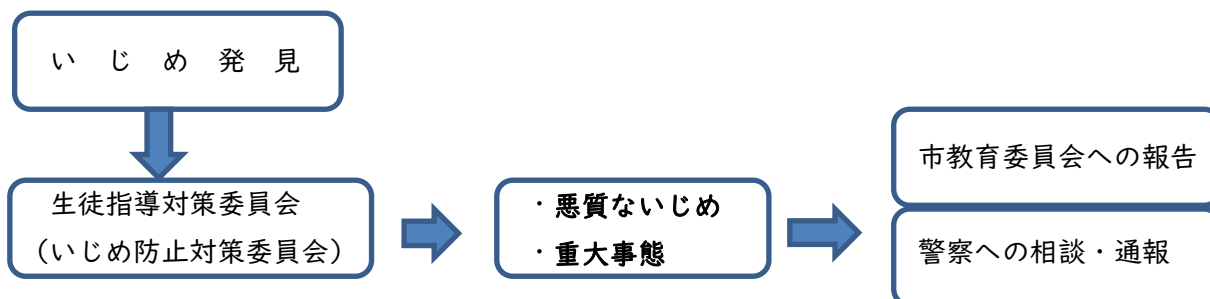
### (5) 保護者との連携

- ① HP、学校だより、マチコミメール等でいじめ防止取組の理解促進
- ② 保護者会での情報交換（提供）、家庭でのルールづくりの協力依頼

## 6 関係諸機関との連携

- ・児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当で連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- ・教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護生徒対策地域協議会	筑西児童相談所	境警察署生活安全課



## 7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を組織する。

### (1) いじめ防止対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。

### (2) 本委員会は、学校いじめ防止基本方針を推進する中核機関として、次のことを行う。

- ① いじめを受けた児童の把握と解消方策の推進
- ② 「重大事態」への対応
- ③ いじめ防止の教育やお互いを認め合う学級づくりの取組のチェック
- ④ 教育委員会や警察との相談・連携
- ⑤ 教職員研修

### (3) 本委員会は、月1回（毎月第1月曜日）定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

## 8 いじめ事案への対応

(1) いじめの事実を確認する。

### ・情報を集める

(2) いじめ防止対策委員会を開催する。

(3) いじめを受けた児童といじめを知らせてきた児童を徹底して守り通すこと。

(4) 個別に聞き取りを行い、いじめの事実関係を客観的に正確につかむこと。

(いじめを受けた子、いじめを行った子、周囲の子)

(5) 発見から対応及び指導までをきちんと記録すること。

(6) いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行うこと。

※ 教師は不適切な発言に注意・・・児童、保護者の信頼は得られない

○ いじめられた子や保護者の心情理解に欠ける発言

ふざけているだけです                      騒ぎすぎです                      過敏すぎます

いじめなんかじゃありません      本人は何も言っていないでしょう

いじめられる側にも問題がある      けんか両成敗です                      よい経験です

我慢も大切です                              もっと強い心を持ってもらわないと

○ 教師の自己防衛の発言

一生懸命やっているんですが      学級にいじめはないと思っています

○ 具体性のない発言

温かい人間関係のある学級にします      人権を尊重する児童を育てます

(7) いじめを受けた児童への対応

① いじめを発見したら、対応マニュアルに沿って重大な事態にならないうちに早急に対応・解決すること。

② いじめを受けた児童を守るために、全教職員に報告し、全教職員によるサポート態勢を構築（継続観察等）し再発を防止すること。

③ スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、心のケアを行うこと。

④ 緊急避難として欠席した場合は、学習を保障するため学習プログラムを作成すること。

(8) いじめを行った児童への対応

① 事実確認を行い、相手の気持ちや自分の行為を考えさせ、二度といじめを繰り返さないという深い反省をさせること。

② いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行うこと。

(9) 学校の対応

① いじめがあった事実を真剣に受け止め、全ての教育活動を見直し再発防止を協議し改善を図ること。

② 地域、保護者を対象に学校公開や意見交換会等を行い、課題の共有や取組の理解を通していじめのない学校づくりに取り組んでいくこと。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告・・・迅速に教育委員会に報告する

重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・目安 年間30日以上

[取扱上の注意]

上記の目安にとらわれず、初期の段階で発見しても「重大事態に発展するもの」として、迅速に「事実確認・対応・解消」に当たること。

### (2) 重大事態への対処

<①の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

<②の場合>

- ・事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
  - 全教職員が重大事態を真摯に受け止め調査を行うこと。
  - 聞き取り・アンケート調査は被害者本人及び保護者、加害者本人及び保護者に会う。なお、経過説明及び加害者の保護者への説明等の対応は、市の調査委員会の指示に従って行うこと。
- ・いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署及び関係機関と連携する。
- ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ・被害生徒の心のケアと加害生徒への再発防止指導を実施する。
- ・いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

## 10 いじめ解消について

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 11 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

### <学校評価における取組の評価>

#### (1) 未然防止の評価基準

- ① いじめをしない意識を高めることができた。
- ② いじめを許さない学級風土ができた。
- ③ 規範意識を高めることができた。
- ④ 情報モラル教育を推進できた。
- ⑤ 先生に相談しやすい関係をつくることができた。

#### (2) 早期発見の評価基準

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者が相談しやすい関係をつくることができた。
- ③ 校長等に速やかに報告できた。

#### (3) 早期解消の評価基準

- ① 迅速に動くことができた。
- ② 適切にいじめの事実を確認できた。
- ③ 加害者にいじめをやめさせることができた。
- ④ 被害者に寄り添い、心のケアすることができた。
- ⑤ 保護者の協力を得て、いじめの対応等ができた。

#### (4) 関係機関との連携の評価基準

- ① 保護者にいじめ防止の啓発ができた。
- ② 状況に応じて、教育委員会との連携が迅速にできた。

#### (5) 教職員研修の評価基準

- ① 実践的な研修ができた。

いじめの対応マニュアル・・・ポイント（迅速さと誠意のある対応）

